

愛知県地域防災計画

－地震・津波災害対策計画－

(平成 29 年 5 月修正)

愛知県防災会議

第15章 住宅対策

■ 基本方針

- あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、県民の生命の保護を図る。
- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	<ul style="list-style-type: none">《応急危険度判定の実施》<ul style="list-style-type: none">○被災建築物応急危険度判定支援本部等の設置○判定活動の支援《公共賃貸住宅等への一時入居》<ul style="list-style-type: none">○提供する住宅の選定・確保○相談窓口の開設○応援協力の要請《応急仮設住宅の設置》<ul style="list-style-type: none">○応援協力の要請○建設○賃貸住宅の借上げ《住宅の応急修理》<ul style="list-style-type: none">○応援協力の要請○応急修理の実施		<ul style="list-style-type: none">○一時入居の開始	
市町村	<ul style="list-style-type: none">《応急危険度判定の実施》<ul style="list-style-type: none">○被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置○判定活動の実施《被災住宅等の調査》<ul style="list-style-type: none">○被災住宅等の調査《公共賃貸住宅等への一時入居》<ul style="list-style-type: none">○提供する住宅の選定・確保○相談窓口の開設○応援協力の要請《応急仮設住宅の設置》<ul style="list-style-type: none">○設置の要請《住宅の応急修理》<ul style="list-style-type: none">○建設用地の確保○入居者の選定・運営管理○応急修理の実施の補助	<ul style="list-style-type: none">→	<ul style="list-style-type: none">○一時入居の開始	

	《障害物の除去》	○障害物の除去	
住宅供給公社・都市再生機構	《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始		

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	県	1(1) 支援本部の設置 1(2) 判定活動の支援
	市町村	2(1) 実施本部の設置 2(2) 判定活動の実施
第2節 被災住宅等の調査	県、市町村	被災住宅等の調査
第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	県、市町村、地方住宅供給公社、都市再生機構	(1) 提供する住宅の選定・確保 (2) 相談窓口の開設 (3) 一時入居の終了 (4) 使用料等の軽減措置 (5) 応援協力の要請
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	県	(1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (4) 賃貸住宅の借上げ
	市町村	(2) 建設用地の確保 (5) 被災者の入居及び管理運営
第5節 住宅の応急修理	県	1(1) 応急修理の実施 1(2) 応援協力の要請
	市町村	2 応急修理に関する補助事務
第6節 障害物の除去	市町村	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求
	県	2 応援協力の要請

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

1 県（建設部）における措置

(1) 支援本部の設置

実施要綱等に基づき、市町村の判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

支援本部は、2(1)の実施本部からの要請内容や被害状況を勘査して、支援実施計画を作成する。

(2) 判定活動の支援

支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応

援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

2 市町村における措置

(1) 実施本部の設置

各市町村の区域で判定を実施するに当たり、市町村災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

◆ 附属資料第15「愛知県被災建築物応急危険度判定要綱」

◆ 附属資料第15「愛知県被災宅地危険度判定実施要綱」

第2節 被災住宅等の調査

1 県（防災局、建設部）における措置

県は地震災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な以下の事項について状況把握を行う。

また、必要に応じて、市町村が行う調査を支援する。

(1) 住家の被害状況

- (2) 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市町村の要望事項
- (3) 住宅に関する市町村の緊急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 市町村における措置

市町村は地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

(1) 住家の被害状況

- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

県（建設部）、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、市町村及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を

確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 他の都道府県への応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 県（建設部）及び市町村における措置

県は、災害救助法に基づき家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市町村は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

◆ 附属資料第15「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（県対プレハブ建築協会・日本ツーバイフォー建築協会東海支部・全国木造建設事業協会）」

◆ 附属資料第15「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（県対県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会愛知県支部・愛知共同住宅協会・県農業協同組合中央会・全国賃貸住宅経営者協会連合会）」

(2) 建設用地の確保

市町村は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

地震災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」(平成24年12月国土交通省・厚生労働省)を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市町村は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用等

(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市町村が行う。

◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

第5節 住宅の応急修理

1 県（建設部）における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 修理の対象住家

住家が半壊又は半焼し、かつ、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

地震災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

カ 納付対象者の範囲

半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

◆ 附録資料第15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（県対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・愛知建設労働組合・県建築組合連合会・県建築技術研究会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工事業工業組合・県空調衛生工事業協会・県管工事業協同組合連合会）」

2 市町村における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市町村が行う。

◆ 附録資料第15「災害救助法施行細則」

第6節 障害物の除去

1 市町村における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 納付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市町村は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 県（防災局）における措置

県は、市町村から応援の要求があった場合は、協定締結団体等に協力を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」

113 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書(県対プレハブ建築協会等)

(趣旨)

第1条 この協定は、愛知県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、愛知県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するものをいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。以下この条及び次条において同じ。）の指示に従い住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び請求)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 丙は、前項に規定する費用を住宅建設終了後甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県建築部住宅管理課、乙においては社団法人プレハブ建築協会中部支部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合も報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、昭和55年3月21日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和55年3月21日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 仲谷義明

乙 東京都港区新橋二丁目10番5号
社団法人プレハブ建築協会
代表者 会長 石橋信夫

平成24年3月16日

乙 名古屋市中区栄四丁目12番1号
社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部
代表者 支部長 服部有明

同

乙 東京都中央区日本橋箱崎町12番4号
一般社団法人全国木造建設事業協会
代表者 理事長 青木宏之

変更協定書

愛知県（以下「甲」という。）と一般社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）は、昭和55年3月21日付で締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」（以下「原協定書」という。）の一部を次のとおり変更する。

- 1 原協定書第1条中「社団法人プレハブ建築協会」を「一般社団法人プレハブ建築協会」に改める。
- 2 原協定書第2条中「災害救助法第23条第1項第1号に規定するもの」を「災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第一号に規定する応急仮設住宅」に改める。
- 3 原協定書第4条中「その他可能な限り」を「その他について、可能な限り」に改める。
- 4 原協定書第5条第1項の次に、「2 丙は、前項の住宅建設にあたつて、愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）及び同条例に基づく規則その他の定めを遵守するものとする。」を加える。
- 5 原協定書第6条中「前条」を「前条第1項」に改める。
- 6 原協定書第7条中「愛知県建築部住宅管理課」を「愛知県建設部建築局公営住宅課」に、「社団法人プレハブ建築協会中部支部」を「一般社団法人プレハブ建築協会担当部」に改める。
- 7 原協定書第11条中「昭和55年3月21日」を「平成27年4月1日」に改める。

この変更協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 東京都千代田区神田小川町二丁目3番13号
一般社団法人プレハブ建築協会
代表者 会長 和田 勇

115 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

愛知県を甲とし、社団法人愛知県宅地建物取引業協会を乙とし、甲乙間において、愛知県地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲と乙とが相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、愛知県において地震等による災害（以下「災害」という。）により被災し、自らの資力では住家を確保できない者のための応急的な住家として、甲が、民間賃貸住宅提供の協力を乙に求めるときの基本的事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、公共賃貸住宅及び応急仮設住宅が十分に確保できない場合において、乙に対し、一時入居住宅として利用可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

(協力)

第3条 乙は、甲の前条に基づく要請があった場合、民間賃貸住宅の情報提供と住宅確保について、甲に可能な限り協力するものとする。

(協議)

第4条 この協定の実施に関し必要な事項等については、今後甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第5条 この協定は、平成17年11月10日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年11月10日

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

甲 愛知県

代表者 愛知県知事 神田真秋

愛知県名古屋市西区城西五丁目1番14号

乙 社団法人 愛知県宅地建物取引業協会
(現在は公益社団法人)

代表者 会長 伊藤博

本協定については、同日付けで愛知県と次の3団体との間で個別に締結されている。

愛知県名古屋市中区大須四丁目15番12号
社団法人 全日本不動産協会愛知県本部
(現在は公益社団法人)
代表者 本部長 中田幸治

愛知県名古屋市中区大須一丁目23番9号
社団法人 愛知共同住宅協会
(現在は公益社団法人)
代表者 会長 鈴木八郎

愛知県名古屋市中区錦三丁目3番8号
愛知県農業協同組合中央会
代表者 会長 野村 弘

本協定については、平成25年6月10日付けで愛知県と次の団体との間で個別に締結
されている。

東京都中央区八重洲二丁目1番5号
公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会
代表者 会長 川口 雄一郎